

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、グループ企業を統制・管理する純粋持株会社として、法令及び定款の遵守に基づく高い倫理観に根ざした企業風土の構築に努めております。今後も、継続企業として存続していくためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であるということを強く認識し、グループ各社のコストパフォーマンスを高めることで企業価値向上を目指し、そうすることがステークホルダーに最大限還元できる手段であると確信しております。また、経営の透明性の観点から、株式会社東京証券取引所での適正、迅速な情報開示や会社説明会及び当社ホームページでの開示をするなどIR活動に努めております。

健全な経営監視機能を果たすため、監査役会制度を採用しており、監査役会は定時監査役会を月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

取締役の任期は1年としており、これは取締役の経営責任を明確にし経営環境の変化に対応して最適な経営体質を機動的に構築するためであります。また、監査役の任期は4年としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則1-2-2

当社は、株主が株主総会の議案を十分に検討できるよう招集通知を発送しておりますが、TDnetや自社ホームページでの電子開示を行っておりません。今後TDnetや自社ホームページでの電子的開示を検討して参ります。

補充原則1-2-4

当社は、議決権行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を行っておりませんが、今後の株主構成等を勘案し、中長期的に検討して参ります。

補充原則3-1-2

当社は、英語版ホームページや招集通知の英訳を行っておりませんが、今後の株主構成等を勘案して、必要に応じて検討して参ります。

補充原則4-2-1

当社の経営陣の報酬は、株主総会で決議された報酬限度の範囲内で基本報酬、賞与、退職慰労金を基本としております。自社株報酬などの中長期的な業績と連動する役員報酬制度については、今後必要に応じて検討して参ります。

原則4-8

当社は、現在、独立社外取締役は1名ですが、豊富な経験から取締役会等で意見を述べるなど独立社外取締役としての役割・責務を果たしております。今後は独立役員としての資質を備えた適切な候補者2名以上の確保に努めて参ります。

補充原則4-11-3

当社は、各取締役が自己分析を行っておりますが、取締役全体の実効性の分析・評価方法について検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4

当社は、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、取引先からの保有要請を受け、取引先の株式を取得し保有しております。当社が保有する株式は、取引関係の強化、ひいては当事業の発展に資すると判断する限り、保有を続けますが、毎年見直しを行って参ります。

また、当社が保有する株式の議決権行使につきましては、同社の企業価値向上の観点から判断し適切に議決権を行使致します。

原則1-7

当社は、取締役会規則において取締役と会社との取引(利益相反取引、競業取引等)について規定しております。また、主要な株主との取引については、取締役会の決議により決定しております。

原則3-1

(1)当社は、経営理念、中期経営計画等をホームページで開示しております。

(2)当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と体制について、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書で開示しております。

(3)当社は、経営陣幹部・取締役の報酬決定については有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書に開示しております。

(4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名については、役員等の候補者選任基準表に基づき、手続を行っております。

(5)当社は、社外役員の選任理由について招集通知に記載しております。また、取締役及び監査役の選任・指名については、招集通知に略歴等を記載しております。

補充原則4-1-1

当社取締役会は、経営の基本方針、法令または定款に定められた事項、株主総会の決議により委任された事項など取締役会規則で定められた重要事項の意思決定を行っております。

原則4－9

当社取締役会は、会社法が定める社外取締役の要件、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて独立社外取締役を選定しております。また、当社取締役会では、取締役会での十分な議論を通じて、豊富な知識と経験により、取締役会において、率直・活発で建設的に助言し監督できる人物を候補者として選定しております。

補充原則4－11－1

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、原則3－1(4)の記載のとおり定めております。

補充原則4－11－2

当社は、取締役及び監査役の兼任状況ならびに出席状況について、定時株主総会招集通知や有価証券報告書において毎年情報を開示しております。

補充原則4－14－2

当社は、新任の役員に対して、当社の会社概要・業界特性及び経営理念などの説明を行っております。また、各種セミナーや他業種との意見交換会に積極的に参加し、担当業務や会計に関する監査スキル習得の支援を行っております。

原則5－1

当社は、持続的成長及び中長期的な企業価値向上を実現するためには、株主・投資家との積極的かつ建設的な対話が必要不可欠と考えております。そのため、IR 担当取締役を中心としたIR 体制を整備し、当社の経営戦略に対する理解を深めるための機会創出に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
MLPFS CUSTODY ACCOUNT	1,474,845	9.81
株式会社ミロク興産	997,464	6.64
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	789,038	5.25
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	778,000	5.18
株式会社四国銀行	710,564	4.73
株式会社高知銀行	665,781	4.43
ミロク共栄会	653,960	4.35
株式会社西島製作所	577,000	3.84
日油株式会社	491,163	3.27
明治安田生命保険相互会社	444,726	2.96

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	10 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
チャールズ・グブラモント	他の会社の出身者											
千頭 邦夫	他の会社の出身者											
クリスチャン・クルーブン	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
チャールズ・グブラモント		猟銃事業のOEM生産の発注元であるブローニングS.A.のプレジデント	グローバル企業の会社経営者を歴任され、幅広い経験と高い見識を有しており、当社の経営に適確な助言をしていただけるものと判断し選任しております。
千頭 邦夫	○	——	経営者としての幅広い経験と高い見識を有しており、当社の経営に適確な助言をしていただけるものと判断し選任しております。
クリスチャン・クルーブン		猟銃事業のOEM生産の発注元であるブローニング社を統轄するヘルスタル社の取締役	グローバル企業のエンジニア及び経営者を歴任され、幅広い経験と高い見識を有しており、当社の経営に適確な助言をしていただけるものと判断し選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

(1)連携状況
監査役と会計監査人は定期的な会合や口頭または文書による情報交換、監査役による会計監査人の監査現場への立会等により連携を図っております。
また、監査役及び監査役会は会計監査人から監査の結果について報告を受けております。なお、会計監査人がその職務を行う際に取締役の職務執行に関し、不正行為等を発見した場合にも報告を受けることとしております。

(2)会合の頻度、内容
会計監査人との会合は、往査の都度定期的実施することに加えて、必要に応じて開催しております。定期的な会合は事業年度当初に監査役会及び会計監査人の監査計画について行い、また期末時には監査の実施状況、監査の結果についての報告等を受けております。
当社の内部監査室は、当社常勤監査役と連携して定期的に監査を実施し、その結果を当社社長をはじめ取締役に報告し、必要に応じて内部統制の改善策の指導・支援を実施しております。

(3)会計監査人の情報
1. 会計監査人の氏名または名称
当社の平成27年10月期における会計監査人は有限責任監査法人トーマツであり、現在、監査業務を執行している公認会計士は辻内章、千原徹也の両氏です。

2. 報酬等の額
当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対する報酬は次のとおりです。
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 : 22,000千円

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小笠原 和男	他の会社の出身者													
福原 和彦	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小笠原 和男		当社の借入先である株式会社四国銀行の出身者	当社の経営に対し、経験・識見を活かして助言・チェックを行っていただけると判断しました。
福原 和彦		当社の借入先である株式会社高知銀行の出身者	当社の経営に対し、経験・識見を活かして助言・チェックを行っていただけると判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
その他独立役員に関する事項	

千頭邦夫氏と当社との間に特別な利害関係はなく、中立・公平な立場から当社の経営に対し助言・チェックをいただけると判断し、独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

該当事項はありません。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

有価証券報告書には、取締役、監査役、社外役員に区分し、各々その総額等を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬は取締役会決議により決定し、監査役の報酬については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

海外在住の社外取締役については、総務部員が補助スタッフとして、議題及び議事録の作成等の業務サポートをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、定時取締役会を月1回開催、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき、十分な議論を尽くしたうえで、意思決定するとともに各取締役の業務執行の確認を行っております。なお、海外に在住する社外取締役が取締役会を欠席した場合は、必ず議事録を送付し、現在の経営状況を常に把握できるようにしております。なお、テレビ会議及び電話会議を通して機動的に意思疎通を図れるような体制を整え、出席率向上に努めております。

また、取締役会の下に、社長が議長を務め社外取締役を除く取締役で構成される経営会議を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審査を行うとともに取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び実施等について審議し機動的な意思決定を行っております。

監査役会は定時監査役会を月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、監査役監査基準を制定して年度毎に監査計画を作成し、この監査計画に基づき監査業務を遂行しております。常勤監査役は監査項目全般について業務執行の監査等の経常的監査を中心

に日常的に監視し検証しています。また、内部監査室と連係して定期的にグループ各社の監査を実施し、その結果を当社取締役及びグループ各社社長に報告し、必要に応じて内部統制の改善策の指導・支援を実施しております。非常勤監査役は、定例取締役会、株主総会等重要会議に出席する他、定例監査役会で各監査役からの意見報告等を聴取し、また積極的に監査に必要な情報の入手にも心掛け、その独立性・人的影響力等を踏まえ中立の立場から適時適切に客観的・公正な監査意見を表明しております。

当社は、会計監査を担当する会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を結び、正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。有限責任監査法人トーマツまたは当社監査に従事する業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の監視、監督機能を高めるため、当社は、社外取締役を3名、社外監査役を2名それぞれ選任しており、取締役会その他重要な会議に出席する等、業務執行を監視できる体制となっております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	よりわかりやすくするため、参考資料として招集通知に記載してある決算及び中期経営計画等の数値をグラフ化したものを配付しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回東京で実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書及び四半期報告書、会社説明会資料、プレスリリース他適時開示情報等を記載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社におきましては、適時適切な情報開示の重要性を認識し、株主・投資家の皆様に迅速、正確かつ公平に会社情報を開示することに努めるとともに、そのための社内体制の充実を図っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 **更新**

(1) 基本的方針

当社は、企業の社会的責任への取組みが重大な責務であると認識しており、企業の社会的責任を果たすべくグループ基本理念を掲げております。

(2) 当社及び子会社の取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役と使用人は、ミロク・グループ行動規範を常時携帯し、その精神を各自が理解・確認することにより、公正で高い倫理観に基づいた企業風土の構築に努めております。また、継続企業として存続していくためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると強く認識し、当社の内部監査室は、「コンプライアンス規程」に基づき、会社のすべての業務が法令及び定款に準拠し、適正に行われているか監査し、監査結果を社長及び常勤監査役に報告しております。当社及び子会社の取締役と使用人に法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、社内の相談受付窓口もしくは内部監査室からコンプライアンス委員会を通じて、取締役会及び監査役会に報告する体制となっております。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が決裁権限基準等に基づいて決裁した文書類、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存することとします。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制とします。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、「危機管理委員会」を設置し予測されるリスクを洗い出し、それらの危機に直面した時に会社が受けるダメージを最小限に食い止め、さらに会社を危機の状態から速やかに回復させることができるように計画の立案や活動を行っております。統制手段として「危機管理規程」を制定し、グループ全体を網羅的・統括的に管理する体制を構築するとともに、リスク管理体制を明確化し、また当社の内部監査室が当社及び子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する体制となっております。

(5) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は、将来の事業環境を踏まえグループ全体の目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するため取締役の職務権限と担当業務を明確にすることにより、職務の執行の効率化を図っております。また、当社は取締役会の下に、社長が議長を務め、社外取締役を除く取締役で構成される経営会議を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審査を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行及び実施等について審議し意思決定を行っております。

(6) 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

総務部は、「関連会社管理規程」に基づき、グループ各社の重要事項に関する報告・事前協議を通じ、業務の適正化を図るとともに、その業務を監視しております。当社取締役及びグループ各社の取締役は、各社の業務執行の適正を確保するため、適宜会議を開催し意見交換を行い、業務内容の定期的な報告を受け、重要案件については事前協議の上、各社の取締役会に報告しております。また、当社の内部監査室は、当社常勤監査役と連携して、内部監査計画に基づきグループ各社の監査を実施し、その結果を社長及び被監査部門に報告し、必要に応じて改善策の指導・支援を実施しております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととします。また、当該使用人の人事異動については、監査役会の意思を尊重するものとします。なお、監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人に対し、その指示に関して取締役等の指揮命令は受けない体制をとっております。

(8) 当社及び子会社の取締役と使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告しております。具体的には、監査役が取締役会に、また常勤監査役が経営会議、その他重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとっております。

なお、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役と使用人に対し、そのことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役と使用人に周知徹底しております。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行につき費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに処理しております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役及び監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、コンプライアンスの徹底が企業継続の大前提であると強く認識し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度でのぞみ、いかなる恐喝、脅迫にも屈せず、一切の関係を遮断します。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、地域の企業防衛連絡協議会に加盟し、相互に連携を深めるとともに、警察や顧問弁護士、暴力追放運動推進センター等、専門機関との連携を密にし、反社会的勢力の排除に努めております。また、万一、反社会的行為を強要されたり、勧誘されたりした場合は明確に拒否するとともに、ただちに会社の総務部の相談受付窓口へ報告し、適切な処理をとるようにしています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後、内部統制システムを展開していくなかで、適正かつ効率的な運営ができるよう、また成果をあげているかを検証できる仕組みの確立に向け、規程の整備、体制の見直し等を随時推し進めていきます。

